

岩手県告示第171号

申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

令和4年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例に関する告示を廃止する告示

申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例に関する告示（平成5年岩手県告示第349号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。